

ついで改正をしようとするものでございます。

内容について御説明申し上げますと、福生市都市公園条例第二条の施設位置表示について、列表前段の福生緑地、柳山公園から、以下、武蔵野台南公園までについては番地付号の改正であります。列表後段の加美平公園から加美平北公園については、福生加美平土地区画整理事業の換地処分公告に基づく改正で、それと加美平福生とあるのを、加美平に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、昭和五十四年二月一日から適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第八議案第十号福生市文化財保護条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育次長 内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 御指名をいただきまして、議案第十号福生市文化財保護

条例の全文改正につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

当市の文化財保護行政につきましては、昭和四十八年現行条例を制定して以来、その目的のつとより市内の文化財の保護活用を着実に推進しつつあります。

今回、社会情勢の急激な変化に対処するため、文化財保護法の一部改正及び東京都文化財保護条例の全文改正に伴い、当市におきましても、東京都の指導による準則に基づきまして全文改正をいたしたいとするものでございます。

本条例につきましては、現行条例と比較して、改められた主な点を御説明申し上げます。

まず第一章総則は、第一条から第三条までとなっております。

第一条の目的は、現行の規定と同様の趣旨でございます。

第二条の文化財の定義につきましては、括弧内のとおり、その有形文化財と一体となつてその価値を形成している土地等の物件も含めたことでございます。従来文化財は個々にとらえていたものを付属品、又は周囲の環境等を含めて一体としてとらえるもので、この例としては、建物とそれが存在する敷地や工作物等を一括して、文化財として把握するという内容であります。さらに学術上価値の高い歴史資料

を加えたものでございます。第三号におきましては、衣食住、生業、信仰及び年中行事等に関する風俗慣習を民俗文化財として規定し、市民の生活文化の特色を示す年中行事、祭礼等の中で行われる行事も規定し、それぞれを保護しようとするものであります。

第三条におきましては、市や市民等が、歴史文化等の正しい理解のため、大切な文化財を将来の子孫に継承するために保存し、活用するよう努力義務をつたつたものでございます。

第二章は市指定有形文化財でございますが、第四条から第十九条までとなっております。現行条例では市重宝となっておりますが、これが市指定有形文化財と名称がかわつたものです。

第四条につきましては、現行と同様の趣旨でございます。

主な改正点といたしましては、第五条第二項で、市指定有形文化財が、国や都の指定を受けたときは、当該市指定は解除されることになった点でございます。

第六条より第十三条までにつきましては現行と同様の趣旨でございます。

第十四条につきましては、現状変更等の規制の範囲を拡大し、保存に影響を及

ほす行為についても許可を必要とするように規定したものです。

これは美術工艺品における模造のための型取りや模写、拓本、あるいは建造物の安全上無理な重量物を搬入するといった行為が該当するものであります。さらに同条第五項では、第一項の許可を受けられなかったときや、条件を付せられなかったため損失をこうむったときは、それを市が補償することになっているものとす。

第十五条、第十六条におきましては、修理や公開に関して教育委員会は指導、助言、監督、指揮等を行うことができると旨が加えられたものでございます。

第十七条より第十九条までは現行と同様の趣旨でございます。

第三章は市指定無形文化財でございますして、第二十条から二十五条までとなっております。現行条例におきましては、市技芸という種類で指定すべきものであります。

この章の主な改正点といたしましては、第二十条第二項におきまして、当該市指定無形文化財の保持者、又は保持団体も指定と合わせて認定することとし、われわれの先祖たちの精神的営みと、長い間の習練の積み重ねから生み出された技、あるいはそれを体现する人や団体も認定——現在では同意ということになっております。

が——することによって、適正な保護を図ろうと規定したことでございます。

第二十一条及び第二十二条は現行と同様の趣旨でございます。

第二十三条においては、市指定無形文化財の保存上必要な記録の作成、伝承者の養成の措置をとれることにしたこと、又その場合、予算の範囲内で、経費の一部を補助することができるといった点が、主な改正点でございます。

第二十四条及び第二十五条は現行と同様の趣旨でございます。

第四章は市指定有形及び無形民俗文化財の関係で、条文では第二十六条から第三十二条まででございます。現行条例では、市郷土資料に当たるものでございす。

改正条例では第二十六条において、市指定有形民俗文化財とする他、新たに先祖たちの生活や生業、年中行事等として伝えられてきた風俗慣習を、市指定無形民俗文化財と指定し、さらに現行の市技芸のうち郷土芸能につきましても、市指定無形民俗文化財に加え、歴史を支えた先祖たちの生活を物語る貴重な資料として、保護活用を図るものでございます。

第二十七条については現行と同様でございます。

第三十八条におきましては、市指定有形民俗文化財の現状変更、又は、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出るものとし、その場合、第二十九条におきまして、市指定有形民俗文化財の管理等は、市指定有形文化財の規定を準用するということです。

第三十条におきましては、市指定無形民俗文化財についての記録の作成、その他保存に必要な措置をとることができ、これに必要な経費の補助について明記したものでございます。

第三十一条におきまして、市指定無形民俗文化財の記録の公開や、第三十二条におきまして、保存に必要な助言や勧告を、教育委員会がすることができるといったことが主な改正点でございます。

第五章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の関係でございますが、第三十三条から第三十六条まででございます。現行条例では、市史跡、市天然記念物といったものでございます。

第三十三条及び第三十四条は現行と同様趣旨でございます。

ここでは主として指定に際し土地が関係いたしますので、第三十五条におきまして、

土地の所有者の異動に関する届け出を規定したことです。

第三十六条は、運用について市指定有形文化財の規定を準用したこと等が現行に比べ、主な改正点となっております。

次に第六章 福生市文化財保護審議会の関係でございます。本文では第三十七条から四十六条まで、現行では文化財専門委員制度がございました。今回、これを合議制の審議会に改め、幅広い意見聴取や貴重な審議を期待しようとするもので、教育委員会の専門的事項にかかわる所属機関として設置されるもので、文化財行政の一環として大切な制度のため、条例上新たに一章を設け、細かく規定したものでございます。

第三十七条から第四十六条までは、委員会の運営に関する条項でございます。

第七章は雑則ですが、第四十七条から第四十九条まででございます。

第四十七条では、教育委員会は標識、説明板等を、市指定の文化財に設置直した場合、所有者等に管理していただくということでございます。

第四十八条におきましては、国、都、市指定によるもの以外の無形の文化財や、無形の民俗文化財に関する記録の作成、保存、公開及びこれらの事業にかかわる補助につ

いて規定したものでございます。

第八章は罰則の規定で、第五十条から第五十三条まででございます。現行の一万円以下を五万円以下に、五十円以下を三万円以下と改め、第五十三条におきまして、法人の代表者、又は法人もしくは使用人、代理人等が第五十条から第五十二条までの規定に該当したときは、その行為者のほかに、法人又は人に対しても罰則があるという両罰則規定でございます。

附則といたしまして、この条例を四月一日から施行すること、経過措置として現行条例で、市重宝として指定した北条氏照氏の制札他九件、それから市指定有形文化財に、市郷土資料として指定した嘉元二年銘板碑他二件、それから市指定有形民俗文化財に、市史跡となっております長塩氏の墓一件を市指定史跡とみなし、現に交付されている指定書は、この改正条例に基づき指定書とみなすということでございます。

以上、大変雑駁な御説明でございますが、よろしく御審議をいただきまして、原案とおり御決定いただきますようお願いいたしますして説明いたします。

○議長（岩田博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第九議案第十一号 福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田猛君) 御指名をいただきましたので、議案第十一号 福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

高額療養費については皆さん方はおわかりとも思いますけれども、同一月内に、同一医療機関で三万九千円以上の費用を払うのが高額療養費というふうになっております。

最近医学の非常な進歩に対しまして、医療費も高額となっておるわけでございます。特に国民健康保険被保険者は低所得者が多いことと、世帯主も七割給付ということでございますして、非常に高額療養費の支払いに對しては、困難を來しておるわけでございます。したがしまして、本制度を制定いたしまして、福祉の増進にしていきたいということでございます。

なお、この会計でございますが、この特別会計ではないで、一般会計の資金をということとは、国民健康保険法の中で、一応国保とは保険給付と、保健施設をするというところがうたつてあることを、それから、国並みに都の指導によりまして、一般会計にしたわけでございます。

それでは内容につきまして申し上げます。

第一条、これは設置でございます。被保険者の療養を確保し、その生活を安定し、福祉の増進の目的というふうにつたつたわけでございます。

それから基金の額ですが、第二条によりまして二百万円としうとするものでございます。この二百万としたわけでございますが、他市ですでに実施しております、福生市よりも被保険者が多いほかの市でも、二百万円足りているというふうなことで、福生市としても二百万円にしようとするものでございます。

管理でございますが、第三条に管理の規定をうたつたわけでございます。

それから第四条で運用収益の処理、これは一般会計の歳入歳出に繰り入れるとするものでございます。

それから貸付対象者、第五条でございますが、資金の貸し付けを受けることが

てくる者は、高額療養費の支給対象となった被保険者の属する世帯主といふふうに規定するわけでございます。

それから第六条で、貸付金の額でございますが、額は高額療養費に相当する額の範囲内というところでございます。

それから第七条で、利子の関係でございますが、貸付金には利子をつけないということでございます。

それから貸し付けの申請で、第八条同じく第九条は貸し付けの決定、それから第十条で貸付金の償還の方法でございます。資金の貸し付けられたものが、二ヵ月後に高額療養費として払うわけでございますが、それを市で肩がわりするというところでございます。

それから貸し付けの取り消し等につきましては、第十一条に規定してあるわけでございます。

委任事項で第十二条、条例の施行につきまして必要な事項は市規則で定めるといふふうにうたつたわけでございます。

附則で、この条例は四月一日から施行するわけでございますが、貸し付けにつきま

す。これは、五十四年の三月一日以後の療養にかかわる分を適用しようとするものでございます。

なお、本条例につきましては、五十四年の二月二十一日の国民健康保険運営協議会にお諮りいたしまして、全会一致で決定されたことをつけ加えて御説明申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、慎重審議の上、原案とおり御決定くださるようお願いして説明を終わります。

○議長（岩田博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

たゞいふ議題となっております。議案第十一号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田博君) この際、日程第十及び日程第十一の二案を一括して上程したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって日程第十及び日程第十一の二案は一括して上程することに決定いたしました。

日程第十議案第十二号 下水道事業の事務の委託を受けることについて

日程第十一議案第十三号 下水道事業の事務の委託を受けることについて

いて

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤多市君登壇)

○建設部長(斎藤多市君) 御指名によりまして、議案第十二号及び議案第十三号の下水道事業の事務の委託を受けることについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御案内のとおり、羽村町及び瑞穂町の雨水並びに汚水につきましては、その一部として小坂福生市が施行する雨水管、又は汚水管を通して、多摩川又は流域下水道へ流入させる計画になっております。本事業につきましては、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により規約を定めまして、羽村町及び瑞穂町から事務の委託を受けて施行しようとするものでございます。

なお、本事業の内容でございますが、議案第十二号につきましては、すでに議員の皆様には格段の御尽力をいたしておいております。雨水排水施設の本町幹線でございます。まして、今区域の流域面積は百七十七・九ヘクタールでございます。現在計画して

おります。総事業費が六十四億円と予定されております。このうち八〇％が防衛費補助で、残りの二〇％を三市町で負担しようとするもので、羽村町が五・六五％、瑞穂町が一・八九％、福生市が八・四六％と相なっております。

次に議案第十三号でございますが、汚水排水施設の福生北部幹線でございます。羽村町及び瑞穂町の一部の地域の汚水が流入する計画で、福生市が施行する箇所は、国道一六号の羽村町境から国道を南に向かい、さらに東福生駅北側踏切を横断いたしまして、二・二の都市計画街路、現在東京都下水道局が施行しております交差点までの間で、延長五百四十七メートル、内径六百ミリの開削及び内径八百ミリの推進工事でございます。事業の負担につきましては、計画人口割りにいたしまして、羽村町が四〇・六％、瑞穂町が四〇・二％、福生市が一九・三％と相なっております。

次に、規約の内容について御説明申し上げますと、議案第十二号でございますが、第一条は委託事務の範囲を規定しようとするものでございまして、松原、武蔵野、本町幹線の建設及び維持管理については、福生市が委託を受けて事業を施行しようとするものでございます。

第二条につきましては、委託事務の執行及び管理については福生市が行うという

規定でございます。

第三条は経費の負担に関する規定でございます。委託する側がその面積に応じて負担しようとするものでございます。

第四条及び第五条につきましては、委託事務にかかるとする経費及び精算についての規定と定められております。

第六条は委託事務の執行及び管理にしまして前各条に規定するほか、必要な事項につきましては、羽村町、瑞穂町、福生市の三市町長が協議して定めようとするものでございます。

附則につきましては、東京都知事に届け出て、受理された日から施行しようとするものでございます。

続きまして議案第十三号でございますが、たゞいま議案第十二号で御説明申し上げました内容とほとんど同じでございますが、附則におきまして第一条第一項中、福生北部処理分区及び福生中部処理分区とあるのを、福生北部処理分区と読みかえようとするものでございますが、これにつきましては、現在瑞穂町の計画では福生中部処理分区という名称を使っております。今後認可変更の際、福生北部処理

分區とするものでございます。

以上、大変難駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますこと  
うお願いいたしますして、説明といたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっておりまして、議案第十二号及び議案第十三号については、  
ともに建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本二案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出さ  
れましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号及び議案第十三号  
はともに建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十七分 休憩

午前十一時 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日経第十二議案第十四号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第六号)と議  
案といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見祐康君登壇)

○企画財政部長(浅見祐康君) 御指名をいただきますとして、議案第十四号昭和五十三年度  
福生市一般会計補正予算第六号につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、総則に記載してございますように、歳入歳出予算額の追加、さら